

広報まるがめ 広告募集要項

丸亀市では、市内約 49,000 の全世帯に原則 28 頁・カラー印刷の広報まるがめ（以下「市広報」という。）を毎月 1 日付け（前月末までに配布完了）で配布しています。この市広報に、丸亀市広告事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）及び丸亀市広告掲載基準のほか、次の事項を定めて広告を掲載する希望者を募集します。

1 広告について

位置	中面下段	約 1 / 4 段（ただし、頁構成により場所の変更あり）
枠の大きさ	縦 60mm × 横 88mm	
枠数	1 3 枠	・ 枠の位置は市が指定します。 ・ 他に希望のない場合は 2 枠まで使用できます。
色	2 色	市が指定します。
掲載期間	1 か月単位	連続掲載も可。ただし、最長 5 月号～翌年 4 月号まで。
掲載料金（税込）	1 枠 2 万円 / 月	前納 （複数月も原則として一括納付） 市ホームページのバナー広告と併せて掲載する月は、左記金額の 3 割引とする。

2 申し込み方法、期限等

申し込み方法	広告掲載申込書（様式第 1 号）に広告の内容が分かる原稿案その他書類を添えて、直接下記へ申し込んでください。（実施要綱第 7 条）
申し込み先 （問い合わせ先）	〒763-8501 丸亀市大手町二丁目 4 番 2 1 号 丸亀市市長公室 秘書課 広報戦略室 宛 Tel 0877-24-8801 Fax 0877-24-8860 E-mail koho-t@city.marugame.lg.jp
掲載申し込み期限	掲載月の 2 か月前の月の 20 日
掲載料の納入期限	掲載月の前月末
原稿提出期限	掲載月の前の月の 10 日（原稿作成は広告主）

3 広告の選定方法

広告の選定は、公共性の度合いや事業所の所在地などを勘案して、掲載順位を決めます。同順位のもの複数ある場合は抽選等により決定します。（実施要綱第9条）

4 広告掲載の決定

広告掲載の承諾・不承諾を決定したときは、その結果を広告掲載希望者に通知（様式第2号）します。

5 広告内容等の変更

社会情勢の変化や、各種法令、または丸亀市広告掲載基準等の変更等により、広告内容が不適切と思われる場合は、広告掲載の承諾決定通知を受けた人（以下「広告主」といいます。）に対して内容の変更等を求めることがあります。

6 広告掲載の取り消し

広告主が、指定期日までに広告掲載料を納付しない場合や原稿を提出しない場合、その他、市長が広告の掲載が適切でないと判断した場合は、広告の掲載を取り消すことがあります。（実施要綱第12条）

広告掲載を取り消した場合は、既に納付された広告掲載料は返還しません。

7 広告掲載の取り下げ

広告主は、文書で申し出ることにより、広告を取り下げることができます。既に納付された広告掲載料は、当該広告枠に次の広告主が決まった場合に返還します。

8 広告掲載期間の延長

広告主に責任が無く、丸亀市が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった月数に応じて、掲載期間を延長します。延長できない広告については、未掲載期間の広告掲載料は月額単位で返還します。

9 広告主の責務

広告主は、市広報に掲載された広告に関する一切の責任を負うものとします。（実施要綱第16条）

広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてについて権利処理が完了していることを、市長に対して保証しなければなりません。また、第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとします。